

大府議議第1156-2号
平成29年11月10日

特定非営利活動法人
大阪腎臓病患者協議会
会長 西本幸造様

大阪府議会事務局
局長 上田達也



請願の審査結果について（通知）

貴団体から提出のありました別紙請願は、本府議会9月定例会において下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

記

- 1 審査結果 採択
- 2 議決年月日 平成29年11月8日

お問い合わせ先

大阪府議会事務局 議事課

電話：06-6944-9351

FAX：06-6946-6247

腎疾患総合対策の早期確立等に関する件

要 旨

府内に在住する23,199人(2015年12月末現在)の透析患者は、医療技術の進歩や各種施策により、比較的安定した治療を受けており、日常生活に様々な制約を伴いながらも、多くの透析患者が社会復帰を果たしています。

しかし、患者の高齢化や長期透析患者の増加により、合併症や重複障がい等で透析施設に通院することが困難な患者が増加しています。一方で、それらの患者を受け入れる透析施設を併設または隣接する高齢福祉施設はほとんどありません。

患者は高齢者や年金暮らしの者が多く、家計は非常に厳しく、各施策の見直しにより、これ以上の自己負担を求められると生活していくことができません。

また、近年、台風や大雨、ゲリラ豪雨などによる水害が全国各地で多発していますが、避難所に避難しても、透析患者は透析を止めることはできず、通院しなければなりません。また、透析患者には食事制限があり、管理を誤ると命に関わる事態にもなります。

さらに、臓器移植法が施行されましたが、脳死への関心の高まりとは反対に臓器提供が少なくなり、多くの患者が移植を待っています。

については、患者が安心して充実した日々を送れるよう、腎臓病対策の総合的かつ有機的な取り組み、すなわち腎疾患総合対策の早期確立を求めて、下記のとおり請願します。

記

- 1 透析患者の経済的負担がこれ以上増えないよう、重度障がい者(児)医療費助成制度を継続すること。
- 2 透析患者が安心して透析が受けられるよう、必要な対策を実施すること。
 - (1) 重複障がいにより歩行困難な65歳未満の透析患者の通院について、障がい者総合支援制度が容易に活用できるよう、制度の充実を各市町村に指導すること。
 - (2) 重複障がいにより歩行困難な65歳未満の透析患者の通院について、府として通院送迎のための施策を検討すること。
 - (3) 大規模災害が発生した場合、透析患者が安心して治療が受けられるよう体制を整備すること。
 - (4) 合併症による重複障がい等により、通院困難となった透析患者が入所できる福祉施設等を府として整備すること。

(5) 透析患者が、新型インフルエンザをはじめとする感染症法に指定された感染症に感染しないよう、府として対策を講じること。

(6) 透析患者が、新型インフルエンザをはじめとする感染症法に指定された感染症に罹患した場合、府内で安心して治療が受けられるよう、府として体制を整備すること。

3 府内の医療機関において、臓器移植が一例でも多く行われるよう、府としてより効果的かつ具体的な対策を講じること。

請願者 大阪市淀川区西中島6丁目2-3 チサンマンション第7新大阪617号
特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会
会長 西本幸造 ほか 3,3,241人

紹介議員 花谷充愉 徳永慎市 八重樫善幸
大橋章夫 宮原威 中村哲之助

受理年月日 平成29年10月3日